

- 消費税法施行令第十四条の三第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成3年6月7日厚生省告示第129号）

次に掲げる事業（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第七号ロに掲げる事業を除く。）のうち、その要する費用の二分の一以上が国又は地方公共団体により負担される事業として行われる資産の譲渡等

- 一 身体に障害のある十八歳に満たない者若しくはその者を現に介護する者、知的障害の十八歳に満たない者若しくはその者を現に介護する者、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）若しくはその者を現に介護する者、知的障害者若しくはその者を現に介護する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）若しくはその者を現に養護する者、身体上若しくは精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のある六十五歳以上の者（六十五歳未満であつて特に必要があると認められる者を含む。以下同じ。）若しくはその者を現に養護する者、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子若しくはその者に現に扶養されている二十歳に満たない者、六十五歳以上の者のみにより構成される世帯に属する者、同条第二項に規定する配偶者のない男子に現に扶養されている二十歳に満たない者若しくはその者を扶養している当該配偶者のない男子又は父及び母以外の者に現に扶養されている二十歳に満たない者若しくはその者を扶養している者に対して行う次に掲げる事業
- イ 居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
- ロ 施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業
- ハ 居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者を、施設に短期間入所させ、養護する事業
- 二 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業
- 三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条に規定する被爆者であつて、居宅において介護を受けることが困難な者を施設に入所させ、養護する事業
- 四 身体に障害がある児童、身体障害者、身体上若しくは精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のある六十五歳以上の者又は六十五歳以上の者のみにより構成される世帯に属する者（以下「身体に障害がある児童等」という。）に対してその者の居宅において入浴の便宜を供与する事業
- 五 身体に障害がある児童等に対してその者の居宅において食事を提供する事業